

令和 8 年 3 月 25 日
山梨県県土整備部道路管理課
課長 金子 英人
電話 055-223-1695 (内線 7250)

報道関係者各位

異常気象時における事前通行規制区間の変更について

山梨県では、令和 8 年 4 月 1 日（水）から異常気象時における事前通行規制区間を変更します。

【変更箇所】

- ・道路防災対策が完了した 3 路線 3 区間について、規制雨量を見直し。
規制雨量は、過去の見直し実績に加え、地形・地質等の状況を総合的に判断し、決定。

番号	路線名	規制区間			規制雨量	
		起点	終点	延長 (km)	変更前	変更後
1	(主) 市川三郷身延線	南巨摩郡身延町下八木沢	南巨摩郡身延町帯金	1.5	120mm	規制の撤廃
2	(主) 富士川身延線	南巨摩郡南部町井出 (富米橋左岸側)	南巨摩郡南部町内船 字寄畑	1.1	150mm	規制の撤廃
3	(主) 韮崎増富線	北杜市須玉町江草 (新紅葉橋南)	北杜市須玉町増富温泉 (湯橋南詰)	7.9	70mm	120mm

異常気象時における事前通行規制区間の変更 位置図

令和8年4月1日

番号	路線名	規制区間			規制雨量	
		起点	終点	延長(km)	変更前	変更後
1	(主) 市川三郷身延線	南巨摩郡身延町下八木沢	南巨摩郡身延町帯金	1.5	120mm	規制の撤廃
2	(主) 富士川身延線	南巨摩郡南部町井出 (富栄橋左岸側)	南巨摩郡南部町内船 字寄畑	1.1	150mm	規制の撤廃
3	(主) 韮崎増富線	北杜市須玉町江草 (新紅葉橋南)	北杜市須玉町増富温泉 (湯橋南詰)	7.9	70mm	120mm

